中小企業等担い手育成支援事業のご案内



雇用情勢の改善傾向が続き、人手不足感が強まっている建設業、製造業では、 未経験の労働者を人材育成し、一定のスキルを身に付けさせて、長期定着を図 ることが重要です。

業界主導の3年以下の雇用型訓練を通じて、実務経験や技能を身につけた人 材の育成にじっくり取り組むことができます。

事業概要

中小企業等において、正社員経験が少ない非正規雇用の労働者を対象に、専門的な知識及び技能を有する支援団体と事業主とが共同して作成する3年以下の訓練実施計画に基づき、正規雇用労働者等への転換を目指し、Off-JTとOJTを組み合わせて実施する中小企業等担い手育成訓練(※)を行う環境を整備する事業です。業界団体及び中小企業が一体となった取組の実施・検証を行い、その体系を根付かせることを目的とするモデル事業として実施します。

事業は以下のア、イ及びウの事業により構成されます。

- ア 本事業に係る周知
 - ・対象職種の事業主に対する周知
- ・訓練候補者の確保に向けた周知 等
- イ 訓練生雇用先事業主に対する支援
 - ・訓練計画の策定に向けた支援
 - ・訓練の進捗把握
 - 訓練生に対する支援
 - ・補講の実施

- ・Off-JT講習の実施
- ·相談支援 等
- •相談業務 等

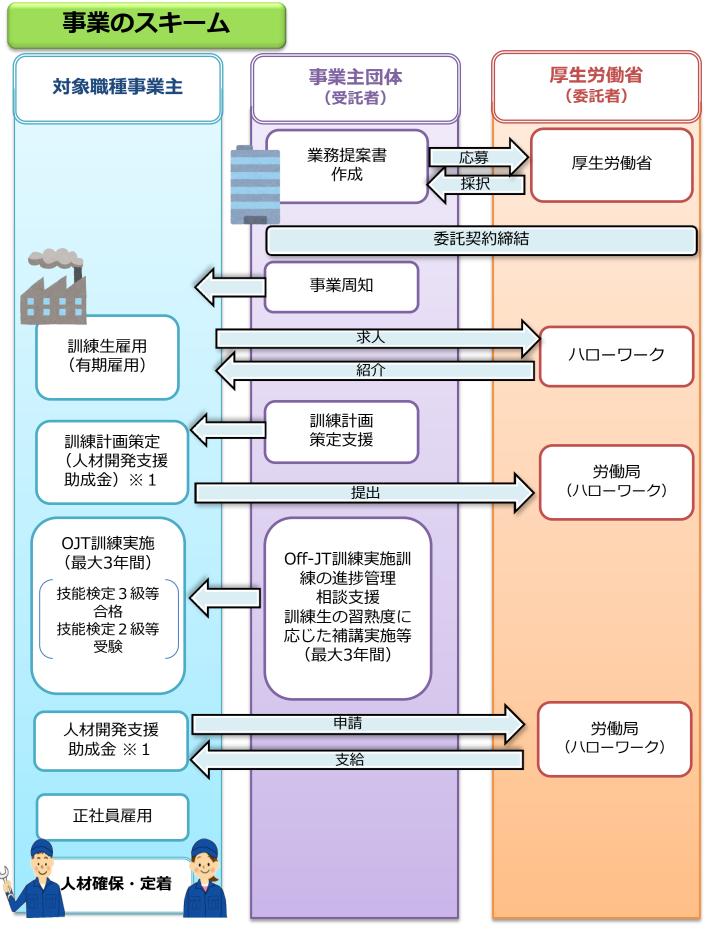
※主な訓練基準

企業でのOJTと支援団体で行われるOff-JTを効果的に組み合わせて実施する訓練であること/実施期間が3年以下であること/総訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること/職業訓練を受ける有期契約労働者等に対して、適正な能力評価を実施すること/職業訓練の指導及び能力評価に係る担当者及び責任者が選任されていること/職業訓練を修了した有期契約労働者等の正社員雇用転換等の基準が定められていること

事業目標

公的資格(技能検定2級)レベルの知識・技能の習得

このため、訓練修了に係る試験を実施するほか、訓練効果を高めるため、訓練実施期間中に、訓練生に対して知識・技能の到達状況を明確に理解させるために、その下位資格(技能検定3級)を取得させます。



※1 人材開発支援助成金についての詳細はこちらをご覧ください。 平成30年度版パンフレット(特別育成訓練コース)

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000201704.pdf

中小企業等担い手育成支援事業のメリット

事業主のメリット

- 自社だけでは人材育成に 取り組む人的余裕やノウハ ウに限りがあるとしても、 国の助成金や業界団体によ る支援を受けつつ、人材の 確保・育成が可能
- しっかりとしたスキル (業界での実務経験や公的 資格)を有する人材の確 保・育成により、生産性が 向上
- 個々の企業が有する求職 者への訴求力には限りがあ るが、業界団体が本事業の 周知を通じて業界の魅力を アピールすることにより、 人材の確保が可能

業界団体のメリット

- 業界全体で、しっ かりとしたスキルを 有する人材の確保・ 育成が可能
- 業界団体 と事業主の 連携・協力 の深化
- 業界において人手 不足に悩む事業主に 人材を提供し、育成 が可能
- 業界全体で生産性 の向上が見込める

事業を利用する個人のメリット

- 業界団体による手厚い支援を受け、 技能検定等の公的資格等を取得可能
- 公的資格等を保有する技能者として、業界内でキャリアアップ
- 人手不足に悩む業界に欠かせない人 材として、安定した就労が可能

中小企業等担い手育成支援事業における 関係機関の役割



国(厚生労働省)

助成金による支援



事業の委託

業界団体の役割



- 事業主の役割
- 従業員を(有期)雇用 ○ 自社内での実習(OJT 訓練)と業界団体が行う 講習等(Off-JT訓練)を 組み合わせた職業訓練を 実施
- 個々の企業における訓練計画策 定や訓練進捗管理の支援
- 個々の従業員の習熟度に応じた 補講
- 技能検定等の公的資格等の取得 に向けた講習等の開催
- 中小企業等担い手育成支援事業の周知

OJT訓練の提供

Off-JT訓練の提供

事業を利用する個人 の役割



職業訓練を積極的に受講して技能検定等の公的資格等を取得業界への定義を見じ

○ 業界への定着を目指 す

